

令和8年度 さいたま市立新開小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

「さいたま市立新開小学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校いじめ防止基本方針」という。）は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 すべての教職員、児童及び保護者が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、いじめを許さない、いじめを見過ごさない雰囲気を醸成する。
- 2 いじめられている児童の早期発見に努め、その児童を最後まで守り抜く。
- 3 いじめを発見または相談を受けた場合は、速やかにいじめ対策委員会に情報を報告し、組織的な対応につなげ、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 4 児童一人ひとりの自己存在意識を高め、児童と児童、児童と教師間に共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 5 いじめの早期発見に向けて、保護者、地域、心理や福祉等の専門性を生かした支援のできる専門機関と連携を深める。
- 6 教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かをいじめ対策委員会にて適正に判断する。

※ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することができない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

IV 組織

1 いじめ対策委員会(「いじめ防止対策推進法」第22条)

- (1) 目的 : 学校においていじめ防止等に関する措置を実行的に行うため。
- (2) 構成員 : 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導担当者、学校運営協議会委員
※必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。
- (3) 開催
 - ア 定例会(6月・2月の年2回開催)
 - イ 校内委員会(生徒指導委員会と兼ねて毎月1回開催)
 - ウ 臨時部会(必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催)
- (4) 内容
 - ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施
学校いじめ防止基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
 - ①いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
 - ②さいたま市学校いじめ防止プログラムの実行・検証・修正
 - ③校内研修の企画・年複数回の実施
 - ④PDCAサイクルの実行による「学校いじめ防止基本方針」の見直し
 - イ 教職員の共通理解と意識啓発
 - ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - エ 個別面談やいじめの相談の受け入れ、及びその集約
 - オ いじめやいじめが疑われる行為、児童生徒の問題行動等の情報の収集と記録、共有
 - カ いじめであるか否かの判断
 - キ いじめ事案への組織的対応
 - ①いじめの被害児童に対する支援体制と対応方針の決定
 - ②いじめの加害児童に対する指導体制と対応方針の決定
 - ク 保護者との連携
 - ケ 構成員の決定
 - コ 重大事態への対応
 - サ ア～コに掲げるもののほか、いじめの防止等に関する事項

2 代表委員会

- (1) 目的 : いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員 : 21名(計画委員会、各委員会の委員長9名、4年生各クラス2名)
- (3) 開催 : 学期に1回ずつ
- (4) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。
 - エ いじめの未然防止に向けた児童による主体的な取組を推進するため、各委員会の委員長や、代表委員会が集まる話し合いを開催する。

V いじめの未然防止

以下にあげる取組をはじめとした、年間を通して実施している取組を「学校いじめ防止プログラム」として捉え、着実に実施するものとする。

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 特別の教科「道徳」を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)「いじめ撲滅重点期間」(9月)に、「B 相互理解、寛容」の内容項目を取り上げて指導する。
- 授業参観等で道徳の授業を保護者や地域に公開することを通して、「心の教育」の大切さについての情報発信と意識啓発を行う。(年間1回は保護者に公開する)

2 「いじめ撲滅強化月間(6/1～6/30)」「いじめ撲滅重点期間(9/1～9/30)」の取組を通して

- 実施要項に基づき、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・ 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・ 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・ 校長等による講話
 - ・ 全校徒歩遠足の実施
 - ・ 計画委員児童主催の「なかよしスポーツ大会」
 - ・ 全校児童による「しびらきっ子こどもまつり」
 - ・ 全校児童による、あいさつ運動

- ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・ 学校だよりやP T A広報誌による家庭や地域への広報活動
- ・ なかよしアンケートの実施

新開小学校

みんなで助け合い、 相手の気持ちを考えて行動しよう！



しびらきっ子子どもまつり



各クラスでお祭りに出す出し物
を話し合い、楽しくなるようにそ
れぞれ工夫しました。

全校徒歩遠足



全校のみんなで、仲良く徒歩遠
足！たくさん遊びました。

あいさつ運動キャンペーン



兄弟学年で、あいさつ運動に取り
組みました。あいさつの輪が
広がりました。

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 学期初めに、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実践することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 人間関係プログラム実践事例集を基に「相手が元気の出る話の聞き方・相手が元気の出ない話の聞き方」やアンガーマネジメント等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人とのかかわる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業の中で、児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくる。そして、人間と関わる際に必要とする力の定着を図り、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学年担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気醸成するとともに、全校で調査結果を共有し、いじめのない集団づくりに努める。

4 なかよしグループ活動（縦割り班活動）を通して

- (1) 学校生活の充実と向上を目指して、協力して助け合って異学年の友だちと活動する楽しさを味わうことができるようにする。

(2) 児童が異学年の活動を通して、集団の所属感を深めて心豊かな人間関係を築くようにする。

5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定したり、隠したりする場合があることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

※ 授業の実施：全学年で実施

6 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「スマホ・タブレット安全教室」の実施

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- 懇談会等で、保護者に対しても安全なインターネットや携帯電話の使用を啓発する。

※授業の実施：5年生（11月13日）

- 「インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為である」ことを、児童に理解させる。

7 保護者との連携を通して

- (1) 保護者は、いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 保護者は、子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 保護者は、子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童の観察

○早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気付くこと
- ・気付いた情報を共有すること
- ・情報に基づき、速やかに対応すること
- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながら、呼名による朝の健康観察の徹底
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている。
- (3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる
- (4) 給食：他の子と机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる。
- (5) 登下校：独りぼっち、荷物を持たせられる。

※ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、

背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否か判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施 : 4月・9月・1月(年3回以上) ※必要に応じて実施する。
- (2) アンケート結果 : 学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用 : アンケート結果と日頃の様子から、必要と判断される児童に対して面談を行う。面談した児童について、学年・学校全体で情報共有する。面談の内容は面談記録シートに「いつ」「誰が」「どこで」「どのくらいの時間」「どのような内容(児童の様子も含む)」を記録し、保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) アンケートを毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
※4・9・1月は心と生活のアンケート、7・12・3月は長期休業前アンケート(1～6年生)、6・11・2月にいじめ保護者アンケート、5月・9月になかよしアンケート(1～6年生)とする。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、早期に対応する。

4 教育相談日の実施

- (1) 毎月1回(第4金曜日)、教育相談日「おひさまデイ」を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① 教育相談だよりの発行
 - ② さわやか相談室の充実

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施 : 6月・11月・2月 (年3回実施)
- (2) アンケート結果の活用 : アンケート結果を踏まえて、全ての児童と面談を行う。
また、必要に応じて教育相談日を活用し、保護者と面談を行う。

6 地域からの情報収集

- (1) 児童委員・民生委員・主任児童委員 : 児童委員・民生委員・主任児童委員連絡協議会(7月11日)で情報提供を行う。
- (2) 防犯ボランティア : 5月・11月・1月 (年3回実施)
毎日の防犯活動から情報提供を行う。
- (3) 学校運営協議会委員 : 6月・2月(年2回実施)
年2回の会議において情報提供を行う。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、情報を収集し、校長への情報提供を行う。
いじめ対策委員会の運営を行う。
外部関係機関との連絡・調整を図り、対応する。
- 教務主任は、情報を収集し、校長・教頭への情報提供を行う。
生徒指導主任と共に関係者間の連絡・調整を図る。
- 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。
いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるために指導を行う。
いじめられた児童及び、いじめた児童の保護者に事実を報告する。(保護者との連携した指導体制を築く。)
- 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
校長(教頭)に報告する。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。
児童の情報を全教職員に共通理解を図るために体制を整備する。
教務主任と共に校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、いじめられた児童の心のケアのためのカウンセリング実施に向けて、校内・校外のコーディネーターとしてさわやか相談員やスクールカウンセラーとの連絡・調整を図る。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、傷病に対する治療を行うとともに、いじめられた児童の精神的な支えとなる。
保健室への来室状況を確認するなど、情報収集を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- スクールソーシャルワーカーは、情報の提供及び専門的な立場から、児童の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子を的確に把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

- いじめが発生した場合、いじめ再防止に向けて以下の対応を基本姿勢とする。
 - ・被害児童と加害児童との間に物理的距離（座席、並び順、下駄箱配置等）をとる。
 - ・被害児童、被害児童保護者と加害児童、加害児童保護者の同意により別室での学習を可とする。
 - ・オンライン授業の実施、別室での学習を実施するなどし、被害児童及び加害児童の学習権を保障する。
 - ・登校中、下校中、休み時間にいじめが起り得る場合、指導を行うとともに、再発防止のための支援をする。
 - ・加害児童の学習成果物（作品、掲示等）は、被害児童の心理的な影響（フラッシュバック等）が生じない限り、除外する必要はない。
 - ・教育委員会と連携し、スクールアシスタントの追加配置、加害児童への学校生活指導員の配置、被害児童への個別サポート指導員の配置等、可能な限りの対応を行う。
 - ・いじめの再発防止にかかわる対応の限界については、教育委員会、スクールロイヤー、各関係機関の専門的な立場からの意見をもとに判断し、いじめの解消に向けた適切な教育指導を行う。
 - ・いじめ認知の解消については、被害児童、被害児童保護者の双方の合意を必要とする。いじめの実態がなくなっても、被害児童や被害児童保護者が、いじめの再発への心理的影響があり、不安が継続している場合、いじめを解消する必要はない。
 - ・いじめの公表については、基本的に当事者間の事象のため、公表はしない。ただし、いじめ重大事態となった場合は、教育委員会の指示のもと対応を検討する。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改訂、文部科学大臣決定）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対処を、的確かつ確実に行う。
- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手し、職員間の周知徹底を図る。
- 以下は、重大事態として扱う事例である。
 - ①児童生徒が自殺を企図した場合

- ・ 軽傷ですんだものの、自殺を企図した。

②心身に重大な被害を負った場合

- ・ リストカットなどの自傷行為を行った。
- ・ 暴行を受け、骨折した。
- ・ 投げ飛ばされ脳震盪となった。
- ・ 殴られて歯が折れた。
- ・ カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※
- ・ 心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・ 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※
- ・ わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉える。

③金品等に重大な被害を被った場合

- ・ 複数の生徒から金品を要求され、総額一万円を渡した。
- ・ スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- ・ 欠席が続く（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

○ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、迅速に次の対応を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

ウ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校に重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通して行われるいじめの対応など、教職員のいじめに対する資質能力の向上を図る研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底 : 年度当初にいじめ防止基本方針を全体周知する。
- (2) 取組評価アンケートの実施、結果の検証 : 3学期に実施

2 校内研修

(1) 「わかる授業を進めること」

- 授業規律：「学習のきまり」の徹底および共通理解
授業力の向上を図るための校内研修の実施

(2) 生徒指導・教育相談に係る研修

- 児童理解：児童理解にかかわる研修を年4回設定し、児童の情報を共有し、児童理解に努める。

(3) 「ネットいじめ」に係る研修の実施

- ア. ねらい 「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため
- イ. 回数 年間1回（夏季研修にて実施）
- ウ. ICT教育推進部と連携して、児童の実態や発達段階に応じて内容を検討する。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間 : 各学期とする。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 「取組評価アンケート」の実施時期 : 2月とする。
- (2) いじめ対策委員会の開催時期 : 6月・2月とする。
- (3) 校内研修等の開催時期 : 8月とする。

令和8年5月27日改定